

「定款細則第3」

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人正吉福祉会（以下「法人」という。）の理事及び監事（以下「役員」という。）に対し、法人の規程又は理事長命による法人、施設又は事業所の経営に係る業務の執行について、適切な報酬又は実費弁償費等の支給を定めることを目的とする。

(理事会または評議員会への出席報酬等)

第 2 条 理事または監事が理事会に出席したときは、別表第1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 評議員または監事が評議員会に出席したときは、別表第1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(理事の業務執行報酬等)

第 3 条 理事が、法人の規程又は理事長の命により、法人、施設又は事業所の経営に係る業務に当たったときは、別表第2により、報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(監事の監査業務に係る報酬等)

第 4 条 監事が、法人、施設及び事業所の経営状況又は会計経理等の監査業務を執行するときは、別表第3により、報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(実費弁償額を超える交通費の実費支払い)

第 5 条 前3条において、交通費の実費が実費弁償額の額を超えるときは、その実費を支払うものとする。

(出張旅費等)

第 6 条 役員又は評議員が、法人業務のため、理事長の出張許可を得て出張するときは、別表第4により、報酬及び旅費等を支払うものとする。

2 旅費等は、必要により、出張前に概算額を仮払いし、出張終了後に精算するものとする。

(適用除外)

第 7 条 法人本部、施設及び事業所の職員を兼務する理事には、この規程を適用しない。

付 則

この規程は、平成2年5月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成4年1月8日から施行する。

付 則

この規程は、平成5年3月23日から施行する。

付 則

この規程は、平成6年10月15日から施行する。

付 則

(改廃手続)

- 1 この規程を改廃するときは、評議員会及び理事会の議決によらなければならない。

(施行期日)

- 2 この規程は、平成15年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年3月25日から施行する。

付 則

(改廃手続)

- 1 この規程を改廃するときは、評議員会の議決によらなければならない。

(施行期日)

- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

役職名	出席会議名称	報酬	実費弁償費
理事 監事	理事会に出席したとき	25,000円	5,000円
評議員 監事	評議員会に出席したとき	25,000円	5,000円

別表第2（第3条関係）

役職名	報酬等名称	報酬	実費弁償費
理事	業務報酬等	45,000円	5,000円

別表第3（第4条関係）

役職名	報酬等名称	報酬	実費弁償費
監事	監事監査指導報酬等	45,000円	5,000円
	計算書類及び事業報告 並びに附属明細書の監査	80,000円	5,000円

別表第4（第6条関係）

役職名	報酬（1日）	宿泊費	旅費	経費その他
役員 評議員	30,000円	20,000円	実費	実費